

## 小規模保育事業の対象年齢拡大提案に関する検討に当たっての課題

(9月16日(金)の国家戦略特区ワーキンググループ)

- ① 小規模保育事業を含めた地域型保育事業は、待機児童対策として、特に待機児童数が多い0～2歳を対象として創設した制度であり、待機児童数の8割以上を0～2歳が占めているという現状を踏まえると、ご提案の3～5歳の小規模保育を認めることで、待機児童解消(特に0～2歳児の解消)が難しくなるのではないかと懸念されています。
- ② 「3歳の壁」については、厚生労働省としてもサテライト型小規模保育事業所の設置支援などを対策として取り組んでいるところであるが、今回ご提案の小規模保育の対象年齢拡大による効果がどれくらいあるのか。
- ③ 現行の法規定でも、市町村判断で3歳以上を対象とすることが可能であるが、なぜ特区法による法改正が必要なのか。
- ④ ご提案通り、小規模保育の対象年齢を3歳以上に拡大した場合、小規模保育事業の保育の質の確保の観点から、何が 필요한のか。